

## 第45回 小金井市中間処理場運営協議会（次第）

1 日 時 平成28年11月16日（水）

午後3時00分から

2 会 場 中間処理場事務所棟2階 第1研修室

3 開 会 会長あいさつ

### 4 議 題

(1) 協議会の位置づけについて . . . 資料1・2

ア 小金井市清掃関連施設整備基本計画検討会議委員の選出

(2) 清掃関連施設整備基本計画の検討方針について

ア 協議スケジュール（案） . . . 資料3

イ 清掃関連施設の現状 . . . 資料4

ウ 清掃関連施設整備基本計画の協議の進め方 . . . 資料5

エ 清掃関連施設の再配置候補地の敷地条件 . . . 資料6

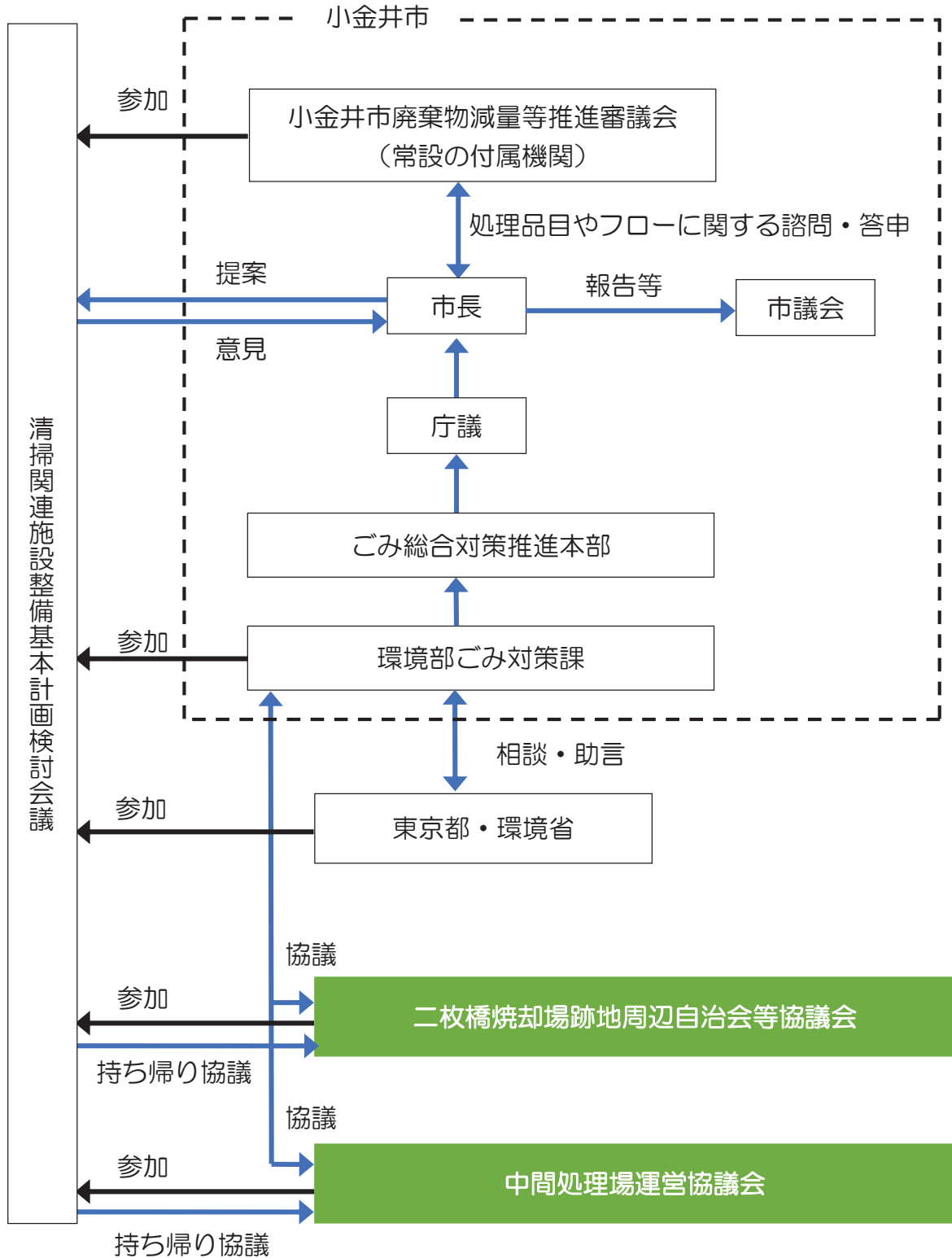
オ 今後の協議会・検討会議の関連性 . . . 資料7

(3) 処理のあり方の研究

ア 周辺自治体との一部連携に関する研究

(4) その他

# 協議会の位置づけについて



## 小金井市中間処理場運営協議会に関する協定書

小金井市西部地区環境をよくする会（以下「甲」という。）、小金井市貫井北町一丁目町会（以下「乙」という。）及び小金井市（以下「丙」という。）は、小金井市中間処理場運営協議会に関し、次のとおり協定を締結する。

## （設置）

第1条 小金井市中間処理場に関する諸問題を協議するため、小金井市中間処理場運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

## （組織）

第2条 協議会は、次に掲げる委員10人以内をもって組織する。

- (1) 甲及び乙から選出された委員 7人以内
- (2) 丙から選出された委員 3人以内

## （任期）

第3条 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

## （座長）

第4条 協議会に座長を置き、座長は委員の互選によって定める。

2 座長は、協議会の進行を統括する。

## （協議会）

第5条 協議会は、原則として月1回開催する。ただし、必要があるときは、甲、乙及び丙が協議の上、随時開催することができる。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会は、必要に応じて委員以外の者に対して出席を求め、意見を聴くことができる。

## （庶務）

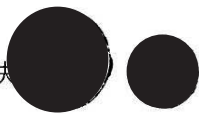
第6条 協議会の庶務は、小金井市環境部ごみ対策課において処理する。


## （その他）


第7条 この協定に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、甲、乙及び丙が協議の上、別に定める。

この協定締結の証として 本書 3 通を作成し、甲、乙及び丙がそれぞれ記名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成 1 5 年 9 月 2 9 日

甲 小金井市西部地区環境をよくする会  
会 長 荒畑 文夫 

乙 小金井市貫井北町一丁目町会  
会 長 皆川 好和 

丙 小金井市長 稲葉 孝彦 

小金井市中間処理場運営協議会に関する  
協定書の一部を変更する協定書

甲（小金井市西部地区環境をよくする会）、乙（小金井市貫井北町一丁目町会）及び丙（小金井市）が平成15年9月29日付けで締結した小金井市中間処理場運営協議会に関する協定の一部を次のとおり変更する協定を締結する。

第1条中「諸問題を協議する」を「諸問題ならびに施設更新について協議する」に改める。

第2条中「10人以内」を「12人以内」に改め、同条第1号中「7人以内」を「8人以内」に改め、同条第2号中「3人以内」を「4人以内」に改める。

この協定は、平成21年11月9日から効力を生ずるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を3通作成し、甲乙丙が記名押印のうえ各自その1通を保有するものとする。

平成21年11月30日

甲 小金井市西部地区環境をよくする会  
会 長 三 島 好 郎



乙 小金井市貫井北町一丁目町会  
会 長 粟 芳 洋



丙 小金井市長 稲 葉 孝 彦



## 小金井市清掃関連施設整備基本計画検討会議設置要綱

(設置)

第1条 小金井市中間処理場及び二枚橋焼却場跡地における不燃ごみ、粗大ごみ、資源物等の適正な処理品目、施設規模等の施設整備の方針となる小金井市清掃関連施設整備基本計画（以下「基本計画」という。）の策定に当たり広く意見を聴くため、小金井市清掃関連施設整備基本計画検討会議（以下「検討会議」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 検討会議は、基本計画の策定について、協議するものとする。

(委員)

第3条 検討会議の委員は、9人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が協力を依頼し、又は任命する。

- (1) 公募による市民 3人以内
- (2) 小金井市中間処理場周辺の関係団体の代表者 1人以内
- (3) 二枚橋焼却場跡地周辺の関係団体の代表者 1人以内
- (4) 学識経験者 2人以内
- (5) 関係行政機関の職員 1人以内
- (6) 市の職員 1人以内

2 委員の任期は、協力を依頼し、又は任命した日から平成30年3月31日までとする。

3 市長は、委員に欠員が生じた場合は、補欠委員に協力を依頼し、又は任命することができる。この場合において、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 第1項第1号に規定する委員の選考方法は、市報等による公募とし、応募者の中から論文審査により選考するものとする。

(会長及び副会長)

第4条 検討会議に会長を置き、前条第1項第4号の委員のうちから互選する。

2 会長は、検討会議を代表し、会務を総理する。

3 検討会議に副会長を置き、委員のうちから会長が指名する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(招集)

第5条 検討会議は、会長が招集する。

(会議の公開)

第6条 検討会議の会議は、公開とする。ただし、公開することが会議の運営に支障があると認められるときは、非公開とすることができる。

(関係者の出席)

第7条 検討会議は、必要に応じて委員以外の者に対し出席を求め、意見を聴取することができる。

(謝礼)

第8条 委員には、予算の範囲内で謝礼を支払うものとする。

(庶務)

第9条 検討会議の庶務は、環境部ごみ対策課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。



## 小金井市廃棄物減量等推進審議会規則

(目的)

第1条 この規則は、小金井市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例（平成5年条例第26号）第7条第7項の規定に基づき、小金井市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 審議会委員（以下「委員」という。）は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) ごみゼロ化推進員代表 2人以内
- (2) 集団回収実践団体代表 2人以内
- (3) 消費者団体代表 1人以内
- (4) 事業者代表 2人以内
- (5) 学識経験者 3人以内
- (6) 一般市民 5人以内

一部改正〔平成16年規則18号・18年46号〕

(会長及び副会長)

第3条 審議会に、会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(所掌事項)

第5条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議し、答申する。

- (1) 一般廃棄物の処理の基本方針に関する事項
- (2) 廃棄物の減量及び再利用の促進に関する事項
- (3) その他市長が必要と認める事項

2 前項に定めるもののほか、審議会は、一般廃棄物の減量及び再利用の促進等に関する必要な事項について審議し、市長に意見を述べることができる。

(専門委員会)

第6条 専門の事項を調査及び審議するため、必要があるときは、審議会に専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会は、会長が指名する委員をもって組織する。

3 専門委員会に、委員長を置く。

4 委員長は、専門委員会の委員の互選によって定める。

5 委員長は、専門委員会の会務を掌理し、調査、審議した経過及び結果を審議会に報告しなければならない。

(意見聴取)

第7条 審議会及び専門委員会は、必要に応じて委員以外の者に対して出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、環境部ごみ対策課において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

## 小金井市ごみ総合対策推進本部設置要綱

(設置)

第1条 本市におけるごみ処理に関する対策を推進するため、小金井市ごみ総合対策推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部は、次に掲げる事項を協議検討する。

- (1) ごみ減量に関すること。
- (2) ごみ処理に関すること。
- (3) 前2号に掲げる情報の収集及び伝達に関すること。
- (4) 二枚橋衛生組合の解散等に関すること。
- (5) 新ごみ処理施設の建設に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、本部長が特に必要があると認める事項

(組織)

第3条 推進本部に本部長、副本部長及び本部員を置く。

2 本部長は市長を、副本部長は副市長及び教育長を、本部員は小金井市庁議に関する規則（昭和62年規則第25号）第2条に規定する部長職者並びにごみ対策課長及びごみ処理施設担当課長をもって充てる。

(職務)

第4条 本部長は、推進本部を招集し、推進本部の議長となる。

2 本部長に事故があるときは、副本部長がその職務を代理し、この場合には第2副市長、第1副市長、教育長の順序による。

(部会)

第5条 本部長は、推進本部の円滑かつ効率的な運営を図るため、推進本部に作業部会（以下「部会」という。）を置く。

- 2 部会は課長職者以下の職員で構成し、部会長は本部長の指名した者をもって充てる。
- 3 部会は、推進本部が所掌する事項に関する調査及び検討を行い、推進本部に報告する。
- 4 部会長は、必要に応じて部会を招集し、会議を主宰する。
- 5 部会長は、部会の円滑かつ効率的な運用を図るため必要があると認めるときは、関係職員を臨時に部会の構成員に指名し、会議に出席させることができる。

(庶務)

第6条 推進本部及び部会の庶務は、環境部ごみ対策課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進本部及び部会の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。



## 小金井市庁議に関する規則

(設置)

第1条 行政運営に関する重要事項を審議し、その方針を策定するとともに、各行政分野の総合調整を行い、もって行政の能率的遂行を図るため庁議を置く。

(構成)

第2条 庁議は、市長、副市長、教育長、企画財政部長、庁舎建設等担当部長、総務部長、市民部長、環境部長、福祉保健部長、子ども家庭部長、児童青少年担当部長、都市整備部長、まちづくり担当部長、学校教育部長、生涯学習部長、議会事務局長及び参事をもつて構成する。ただし、必要がある場合には、課長その他の関係職員を出席させることができる。

一部改正〔平成18年規則25号・74号・19年29号・21年13号・23年20号・24年20号・25年26号・26年18号・27年35号・28年62号〕

(運営)

第3条 庁議は、毎週火曜日に市長が招集する。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に招集することができる。

2 市長に事故があるときは、副市長がその職務を代理し、市長及び副市長とともに事故があるときは、市長があらかじめ指定した者がその職務を代理する。

3 庁議の進行は、企画財政部長が行う。

4 庁議の庶務は、企画財政部企画政策課において処理する。

一部改正〔平成19年規則29号・25年35号〕

(付議事案)

第4条 庁議に付議する事案は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 市行政運営の基本方針に関すること。

(2) 重要施策の策定に関すること。

(3) 主要事業の執行状況に関すること。

(4) 権利義務の得喪その他により、市又は市民に特に重要な影響を与える事項に関すること。

(5) 特に重要な行事等に関すること。

(6) 市議会に提出する議案に関すること。

(7) 職員に関しての重要事項に関すること。

(8) 法令の制定、改廃その他により、市の制度又は行政機能に特に重大な影響を与える事項に関すること。

(9) 前各号に定めるもののほか、特に市長が必要と認める重要な事項に関すること。

(付議手続)

第5条 第2条に掲げる者は、所管事項で庁議に付議すべき事案があるときは、その要旨及び資料を添えて、庁議開催日の3日前（小金井市の休日を定める条例（平成元年条例第7号）第1条第1項に規定する市の休日である日を除く。）までに企画財政部長に提出するものとする。ただし、緊急を要するものについては、この限りでない。

2 企画財政部長は、前項に基づく付議事項を整理し、庁議に提出しなければならない。

一部改正〔平成25年規則35号〕

(公表)

第6条 庁議に付議された事案及び審議経過の要旨については、必要に応じて、これを公表する。

協議スケジュール（案）

検討項目等	平成 28 年度					平成 29 年度											
	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
協議会開催予定	第1回	第2回		第3回	第4回		第5回		第6回		第7回			第8回	第9回	第10回	
検討体制等 スケジュール（案） 協議の進め方 清掃関連施設の現状 候補地敷地の条件	確認 情報共有																
施設整備計画の検討	ステップ1 処理施設の 組み合わせ ステップ2 不燃・粗大ごみの 中間処理の工程 見学会1 中間処理場等	見学会1 類似施設	ステップ3 整備する敷地を 決定	整備パターン 取りまとめ		検討の 深度化 1	検討の 深度化 2	パブコメ案 について									
市民説明会 パブリックコメント													（※うち、パブコメの実施 期間は1か月間）				
基本計画（案）															修正方針・案 の説明	案の決定	
検討会議の報告		第1回検討 会議の報告	第2回検討 会議の報告	第3回検討 会議の報告		第4回検討 会議の報告	第5回検討 会議の報告	第6回検討 会議の報告		第7回検討 会議の報告	第8回検討 会議の報告						

※平成30年度以降も、協議会は環境アセスメントや基本設計等、清掃関連施設整備基本計画の進捗よくに応じて、継続的に開催予定です。

## 清掃関連施設の現状

### ■施設の現状

不燃ごみ、粗大ごみ、資源物等は、中間処理場や蛇の目ミシン工場跡地（新庁舎建設予定地）で、破碎、選別等の処理をしています。



### ○中間処理場（貫井北町）

敷地面積	3750.37 m <sup>2</sup>
建築面積	1223.00 m <sup>2</sup>
延べ面積	1810.30 m <sup>2</sup>
階数	2階
用途	不燃・粗大ごみ処理施設



### ○新庁舎建設予定地（中町）

#### ・リサイクル事務所

延べ面積	385.81 m <sup>2</sup>
階数	1階
用途	公益社団法人小金井市シルバー人材センターが不用品の修理再生事業及び販売を行っています。

#### ・空き缶・古紙等処理場

延べ面積	616.40 m <sup>2</sup> （空き缶処理施設 260 m <sup>2</sup> 、ハットボトル処理施設 356.4 m <sup>2</sup> ）
階数	1階
用途	資源物整理・選別（空き缶、布、ハットボトル等）



## 清掃関連施設整備基本計画の協議の進め方

### ■ 検討の前提条件

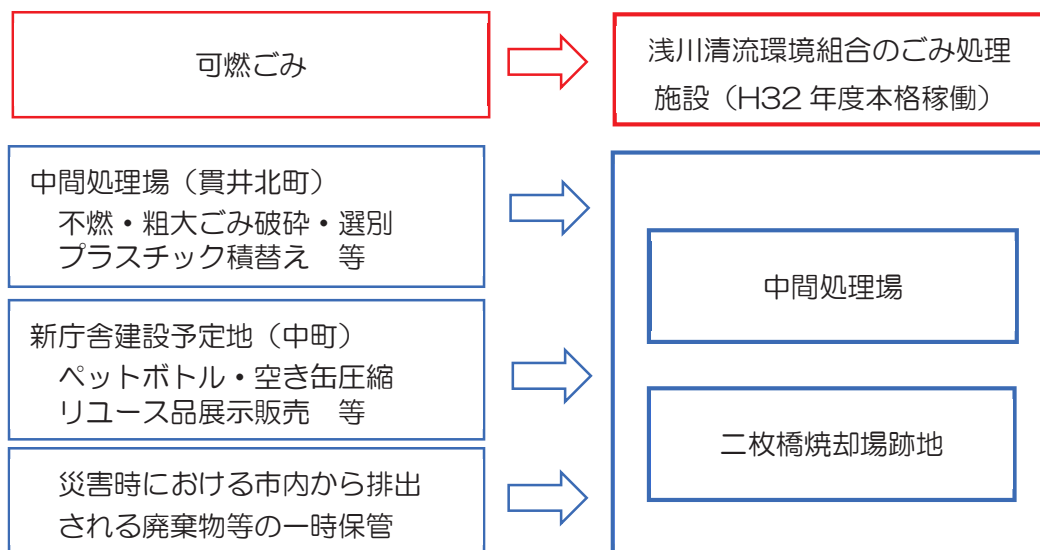
#### 1. 対象となる敷地

- 処理施設を整備する敷地は、貫井北町  
の中間処理場敷地と二枚橋焼却場跡地  
の2地区を対象として検討します。
- 蛇の目ミシン工場跡地は、新市庁舎  
建設予定地のため、検討の対象からは  
除外します。



#### 2. 対象となる処理施設

- 可燃ごみについては、日野市・国分寺市・小金井市で設立した「浅川清流環境組合」が運営するごみ処理施設（平成32年度本格稼働予定）で処理される予定となっているため、対象敷地で整備する処理施設は、原則として中間処理場及び新庁舎建設予定地にある処理施設とします。
- 2地区には、災害時に市内から排出される廃棄物等を一時保管できる場所を整備します。





### 3.2 地区の施設整備検討フロー

○2 地区のうち片方に処理施設を集約するのではなく、2 地区に分散して施設を整備する方針とします。

○施設整備計画の検討は次の3ステップに沿って検討していきます。

#### <ステップ1> 必要となる処理施設の組み合わせを検討

小金井市には以下の8つの処理施設の検討が必要となります。

その他、有害ごみは保管（一部中間処理）しています。

#### ① 不燃・粗大ごみ破碎・選別処理施設



破碎機  
(現中間処理場)



手選別コンベア作業  
(現中間処理場)

#### ② プラスチック選別・圧縮処理施設



手選別コンベア作業  
(民間処理施設)

#### ③ リユース品展示販売所



家具等販売所  
(現リサイクル事業所)

#### ④ びん処理施設



選別後のびんのイメージ  
(民間処理施設)

#### ⑤ ペットボトル選別・圧縮処理施設



圧縮後のペットボトル  
(現ペットボトル処理施設)

#### ⑥ 空き缶選別・圧縮処理施設



圧縮後の空き缶  
(現缶処理施設)

#### ⑦ 古紙・布ストックヤード

#### ⑧ 災害廃棄物一時保管場所

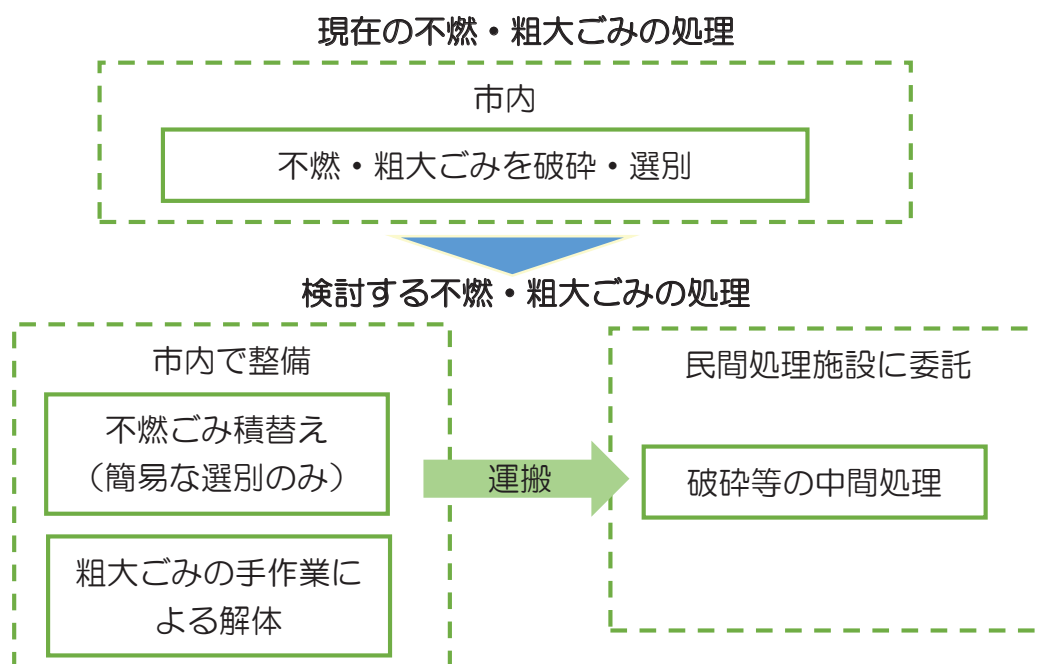


- これらの施設を2地区に分散し、適切な組合せを検討します。
- 効率の良いごみ処理施設とするため、処理・選別工程として相関性が高い処理施設は一か所にまとめた組み合わせを検討します。

ステップ1では、大きく2通りの組み合わせを作成し、より適切な組み合わせを検討します。

### <ステップ2> 不燃・粗大ごみの中間処理の工程について

- 現在市では、不燃・粗大ごみを破碎・選別まで中間処理場で行っています。
- 新しい処理施設を整備するにあたっては、小型家電や処理困難物について簡易な選別のみを行う不燃ごみ積替え施設と粗大ごみの手作業による解体施設のみを市内に整備し、残りの処理を市外の民間処理施設に委託するという考え方もあります。



#### 民間処理施設への委託のメリット・デメリット

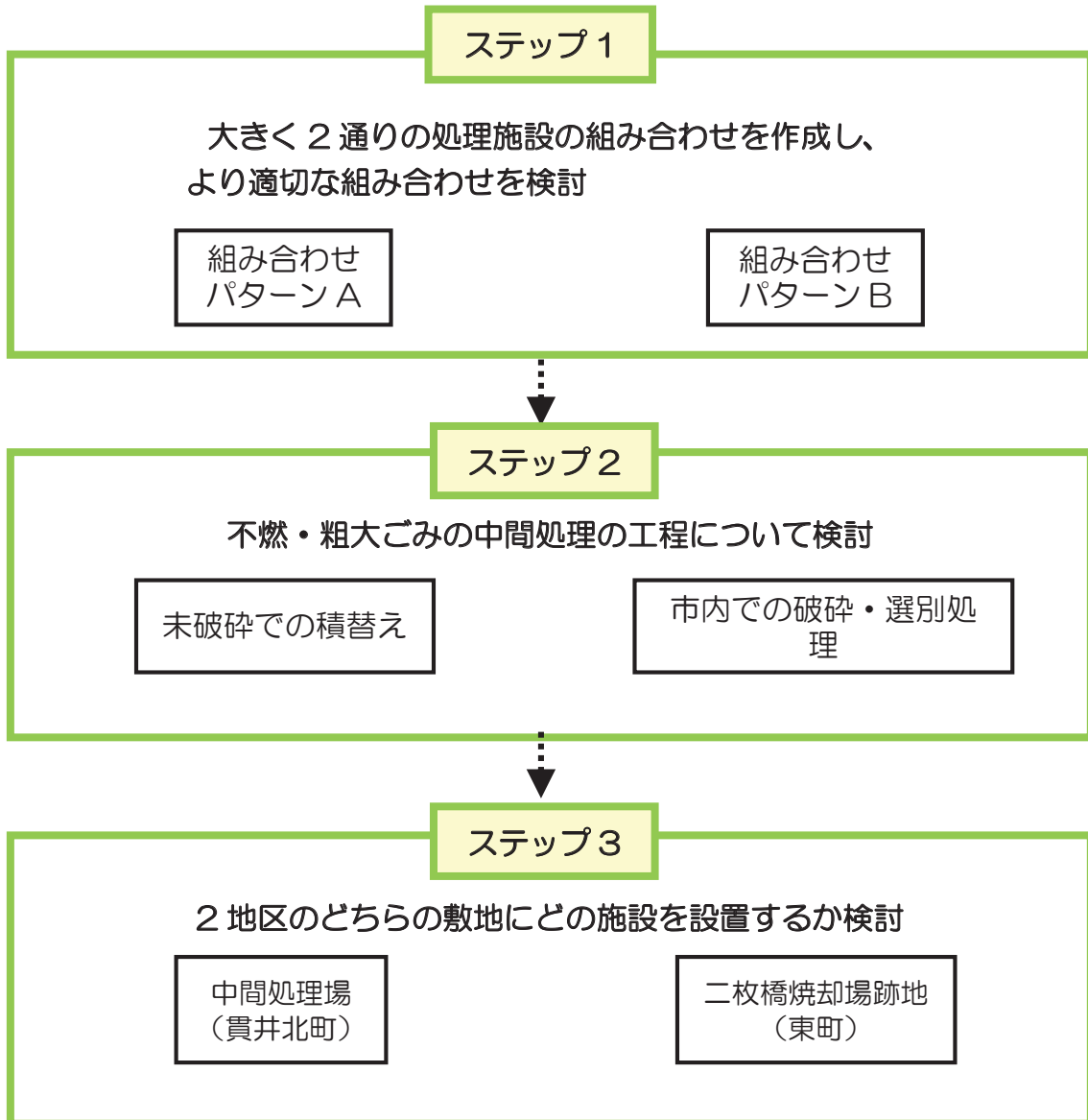
メリット	市内に整備する施設の規模は小さくなり、建設・維持費用は低減
デメリット	未破碎で運搬するため、運搬費用が増加

ステップ2では、不燃・粗大ごみの中間処理の民間委託について検討します。

### <ステップ3> 整備する敷地を決定

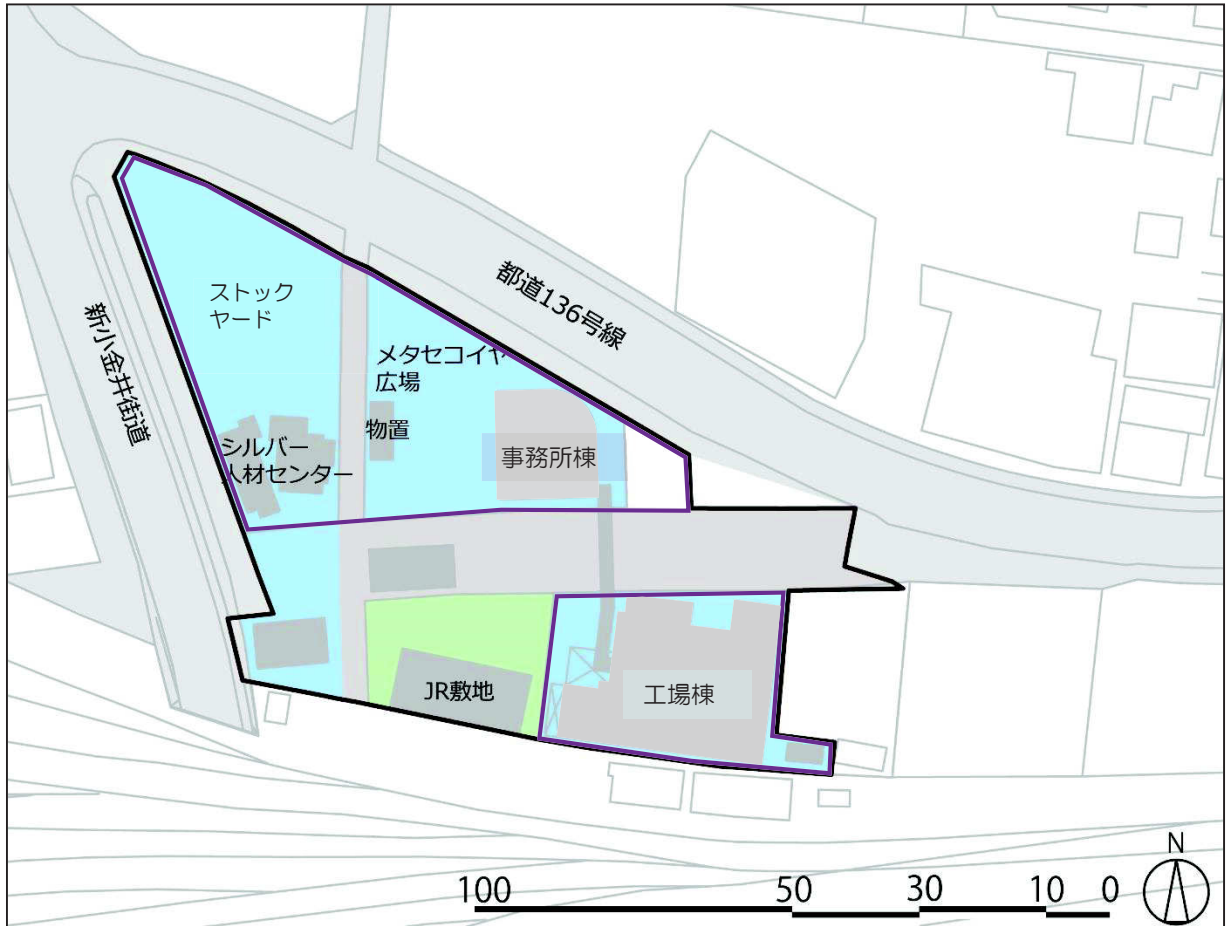
ステップ1及び2までで絞り込んだ施設整備方針の組み合わせに対して、2地区（中間処理場、二枚橋焼却場跡地）のどちらの敷地にどの施設を設置するかを検討します。

### <ステップ1～3の検討フロー>



# 清掃関連施設の再配置候補地の敷地条件

## <貫井北町中間処理場敷地>



敷地条件図



工場棟

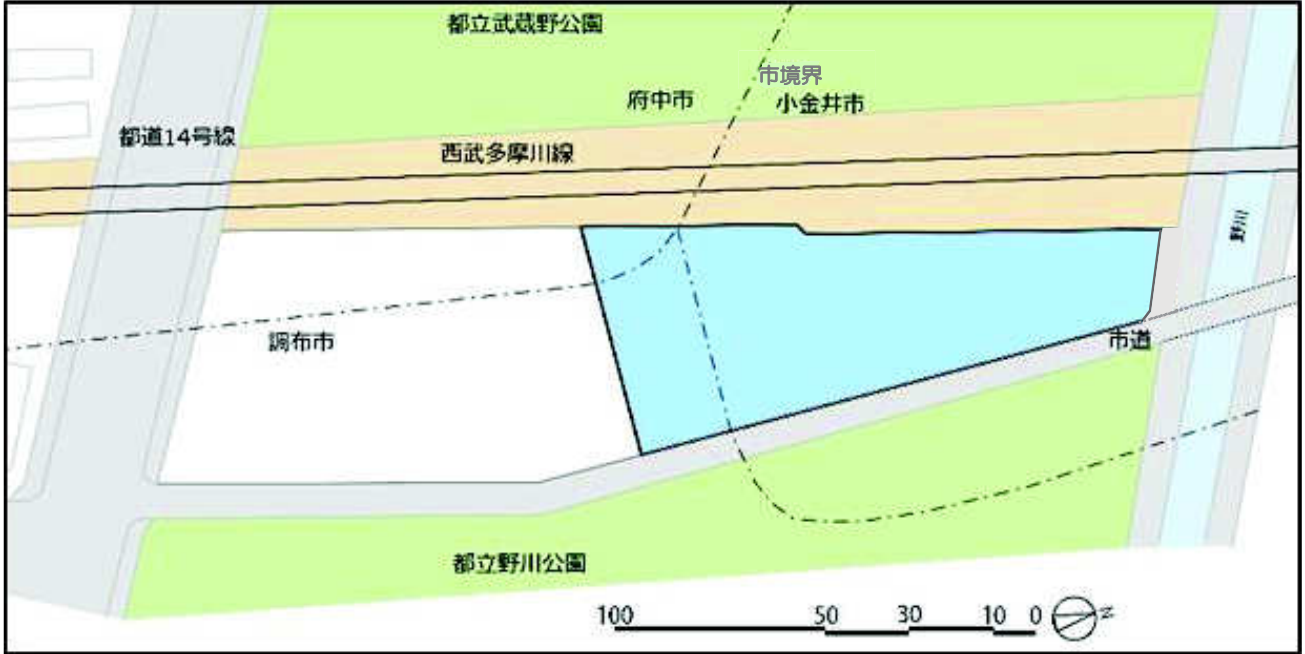


メタセコイヤ広場



事務所棟

＜二枚橋焼却場跡地敷地＞



敷地条件図



敷地を東から見る

今後の協議会・検討会議の関連性

